



同性カップルの入居可能 県が条例改正案を明らかに

千葉県の県営住宅は、約1万9千戸。この間、空戸数が増加し、高齢者のみの世帯も増えています。県は、「住宅セーフティネット機能を強化する」として、県営住宅設置管理条例の改正案（概要）を明らかにし、5月16日まで「意見募集」しています。施行日は、今年10月1日を予定しています。日本共産党県議団は、県民や関係者の強い願いに応じて、県に対し、県営住宅の新規増設とともに、パートナーシップ制度を導入し、県営住宅への入居を認めるよう繰り返し求めてきました。

一歩前進！ LGBTQなど性的マイノリティの入居に道開く

条例改正案では、いまの同居者の要件は「親族」ですが、今後「親族と同等の生活基盤を形成しようとする者」を加えます。これにより、同性のカップルや里親家庭も入居が可能になります。

さらに改善を求めます 県としてパートナーシップ制度を

同性カップルの入居は、パートナーシップ制度をもつ市町村で、「宣誓」した方というハードルを設けています。現在、同制度を導入している県内自治体は、4月1日現在12市（ほかに1市が準備中）です。居住地の違いによって入居できる県民と、できない県民が生じることは避けるべきです。県として制度を導入すれば、このようなことは解消できるのではないのでしょうか。

このほかに、「同居親族要件」そのものが削除され、あらたに60歳未満の单身の方の入居が可能になります。

パートナーシップを導入している県内自治体

- 千葉市 ○松戸市 ○浦安市 ○船橋市
- 市川市 ○習志野市 ○柏市 ○木更津市
- 市原市 ○流山市 ○君津市 ○袖ヶ浦市

準備中 富津市

同性パートナーのいる県職員 結婚休暇や扶養手当などの対象に

県は、職員規定を見直し、同性パートナーのいる職員について、4月から法律婚や事実婚の職員と同様に、結婚休暇や扶養手当などの対象としました。

結婚休暇（連続7日）、忌引き（1～10日）、看護休暇、育児休暇子育て休暇などが該当します。また、扶養手当（月額6500円）、居住手当、単身赴任手当等が支給されます。職員互助会の福利厚生事業（結婚祝金等）も対象になります。



加藤 英雄
(柏市)
総務防災常任委員



丸山 慎一
(船橋市)
県土整備常任委員



みわ 由美
(松戸市)
健康福祉常任委員



浅野ふみ子
(市川市)
文教常任委員